
日本における子ども虐待の現状と課題

The Present Situation and Future Tasks for Child Abuse in Japan

北村由美

関西大学臨床心理専門職大学院

Yumi KITAMURA

Graduate School of Professional Clinical Psychology, Kansai University

◆要約◆

日本においては子ども虐待が深刻になっており、2000（H12）年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、児童虐待防止法）は2020（R2）年までに、児童福祉法等の関連法と合わせると8回改正されている。しかし、法律の改正がなされても児童虐待件数は減少することはなく、増加し続けている。

子ども虐待が報道されるたびに児童相談所の対応のあり方が問われることが多くなっている。厚生労働省は子ども虐待については発生予防・早期発見・葬の適切な対応・被虐待児の保護・自立に向けた支援が必要と考えている。大きな事件が生じるたびに、児童相談所も国も虐待が生じてからの対応に追われているように見えるが、実は、虐待予防の仕組みを作ることが重要である。そこで、本稿では、虐待予防の仕組みを検討するにあたって必要と思われる、子ども虐待の現状について明らかにし、虐待が子どもに及ぼす影響、および、虐待に対する日本の取り組みについて述べ、子ども虐待防止に向けての課題を検討した。

キーワード：子ども虐待、児童虐待防止法、児童福祉法、児童相談所

Abstract

Child abuse has become a serious issue in Japan, and the “Act on Prevention of Child Abuse” enacted in 2000 has already been amended eight times combined with “Child Welfare Act” and related laws. Despite changes in the law however, the number of child abuse cases has not decreased, it has continued to increase. Child Guidance Centers are responsible when child abuse is reported. According to the Ministry of Health, Labour and Welfare, child abuse requires support for prevention of outbreaks, early detection, appropriate measures at early stages, protection of abused children, and aids towards promoting independence. Every time a serious incident occurs, both the Child Guidance Center and the government seem to be busy dealing with the abuse, but in reality, it is important to create a system of abuse prevention. Therefore, this paper will clarify the current situation pertaining to child abuse, and how Japan has dealt with the issue,

in order to discuss the system necessary for child abuse prevention.

Key Words: Child Abuse, Act on the Prevention, etc. of Child Abuse, Child Welfare Act, Child Guidance Center

1. はじめに

1989 (H1) 年に国連総会で採択され、1994 (H6) 年に日本でも批准された児童の権利に関する条約（以下、児童権利条約）はすべての子ども（18歳未満）に対してさまざまな権利を保障しており、ユニセフではそれを以下のように分類している。

- ① 生きる権利、すなわち、すべての子どもの命が守られる権利
- ② 育つ権利、すなわち、教育や医療、生活への支援などを受ける権利
- ③ 守られる権利、すなわち、暴力や搾取、有害な労働などから守られる権利
- ④ 参加する権利、すなわち、意見を表現しそれが尊重される権利、自由に団体を作る権利

本条約は第19条で虐待に触れているが、虐待の定義は示していない。しかし、上記のような権利が保障されていない子どもたちが存在しており、これらを奪われた状態を虐待と考えてよいであろう。

日本において2000 (H12) 年に制定された児童虐待防止法は2020 (R2) 年までに、児童福祉法等の関連法と合わせると8回改正されている。このことはそれほど子ども虐待が深刻になっているということを表している。しかし、度重なる法律の改正をもってしても児童虐待件数は減少することはなく、それどころか増加し続けている。また、法改正のきっかけは虐待による死亡事例であることが多い。年間50人以上の子どもが虐待により死亡しており、心中を入れるとこの数はさらに大きくなる。

現在、子ども虐待が報道されると児童相談所の対応のあり方が問われることが多くなっているが、虐待が生じてからの対応と並んで、虐待

予防の仕組みを作ることが重要である。そこで、本稿では、虐待予防の仕組みを検討するにあたって必要と思われる、子ども虐待の現状について明らかにし、虐待が子どもに及ぼす影響および、虐待に対する日本の取り組みについて述べ、子ども虐待防止に向けての課題を検討する。

2. 日本における子ども虐待への取り組み

(1) 第2次世界大戦前

子ども虐待については、児童相談所で取り扱った件数が1990 (H2) 年度から公表されるようになった。このため、日本における子ども虐待への取り組みはその頃始まったと考えられがちである。しかし実際には、子ども虐待は第2次世界大戦前から問題になっており、児童虐待防止法が制定されていた。ここで、当時の児童虐待防止法についてみていきたい。

1933 (S8) 年に制定された日本で初めての児童虐待防止法では、保護の対象となる児童を14歳未満（第1条）とした。また、虐待として、暴行、監禁、遺棄、傷害、姦淫、見世物、大道芸、児童労働、懈怠^{けたい}等を示している。当時の子ども虐待の背景には、貧困と家父長的家族制度によって自身の子どものまるで私物のように扱う風潮があった。このことについては人道的にも国家的にも憂慮すべきことと考えられ、見せもの、曲芸、物売り、乞食などに保護者や親が児童を使うことを禁止したものであり、今日の子どもの虐待とは意味合いが異なっている。しかし、第2条1項では、「虐待を受けた児童に対して地方長官は3種の保護処分を行なうことができる」とし、保護責任者に対する「訓戒」、条件付監護の「命令」、保護責任者の監護が期待できない場合の親族や施設への「委託」を謳っている。また、保護処分と児童使用の禁止および制

限のために、児童の居所等に立ち入り、調査をすることも織り込まれていた。このことは、当時すでに虐待を受けている子どもに対して保護が必要であるという認識を持ち、対応をしていることを示すものであり、現代に通ずるものがある。

1924 (T13) 年には国際連盟において「児童権利宣言」が採択され、1930 (S5) 年にアメリカで児童憲章が制定されるなど、子どもの権利を守るという考えは世界的に展開されていった。しかし、第2次世界大戦開戦前の貧しい日本社会にあっては、児童使用、すなわち、児童虐待はやむを得ないという考えもあり、児童虐待防止法の成果は上がらなかった。

(2) 第2次世界大戦後

第2次世界大戦はおとなはもちろん、それ以上に子どもに大きな影響を及ぼし、貧困家庭の子どもや戦争孤児を多く生み出した。社会福祉という用語は1946 (S21) 日本国憲法第25条で用いられたのが最初といわれているが、同年の国民全体を対象とした生活保護法の制定に続いて、1947 (S22) 年に児童福祉法が制定されたのは、悲惨な状況にあった子どもたちを守る法律が必要であったためである。この第34条に戦前の児童虐待防止法第7条の禁止規定が含まれることになり、戦前の児童虐待防止法は廃止され、これ以降、子ども虐待は児童福祉の問題として対応されることになった。以下が、児童福祉法第34条の条文である。

児童福祉法第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為
- 三 公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為
- 四 満十五歳に満たない児童に戸々について、

又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為

四の二 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為

四の三 戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五歳に満たない児童を、当該業務を行うために、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項の接待飲食等営業、同条第六項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項の店舗型電話異性紹介営業に該当する営業を営む場所に立ち入らせる行為

五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行為を業務としてさせる行為

六 児童に淫行をさせる行為

七 前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情を知つて、児童を引き渡す行為及び当該引渡し行為のなされるおそれがあるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行為

八 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が、営利を目的として、児童の養育をあつせんする行為

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

戦前の貧困と関連づけられた虐待は、戦後の高度経済成長により豊かになった日本においては大きな問題になることもなく、ごく一部の家庭の問題であると考えられる傾向にあった。

その頃、アメリカでは Kempe, Silverman, Steel et al (1962) が「The Battered-child Syndrome (殴打された子の症候群)」を発表した。ここで

は被虐待児の症状に着目し、その原因を貧困だけでなく、親の精神病理に起因することを見出した。これはそれまで福祉の枠組みにあった虐待を医療の問題として再定義することになったといえる（西澤，2012）。

Kempe, Silverman, Steel et al (1962) の報告は日本にも紹介され、子ども虐待の及ぼす影響について知られるようになり、1990年には大阪に児童虐待防止協会が設立された。同年、児童相談所で初めて児童虐待の相談件数について統計を取り始めた。

3. 児童虐待の推移と現状

児童相談所における虐待相談件数は、図1に示したように、1990（H2）年度に統計を取り始めてからずっと増え続けている。1990（H2）年度に1,101件であった虐待件数は、2019（R1）年度には193,780件（速報値）となり、前年度比も+21.2%で、過去最大の増加であった。これに対する厚生労働省（2020）の見解は以下の通りである。

主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（平成30年度：88,391件→令和元年度：109,118件（+20,727件））
- 警察等からの通告の増加（平成30年度：79,138件→令和元年度：96,473件（+

17,335件）

（平成30年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

以上のことから、児童虐待は増加の一途をたどっているが、心理的虐待が著しく増加したのであって、他の虐待はそれほど増えていない（谷川，2020）。

しかし、虐待は次項で述べるような深刻なダメージを与えることが研究上明らかになっている。特に心理的虐待に関しては脳科学でも後々まで続く大きな影響が認められるようになっており、この心理的虐待の増加こそ、最大限の警戒をしながら、対応が求められているものと考えられる。

通常、年度ごとの虐待件数の報告となるが、2020（R2）年の新型コロナウイルスの感染拡大により虐待が増えるという懸念があり、厚生労働省は2020（R2）年については月ごとの対応件数を公表した。それによると、2019（R1）年度のペースを上回る件数の虐待が報告されている。しかし、厚生労働省はこれに関して、コロナとの因果関係はわからない、注意深く見守ることが必要であると述べるに止めている。

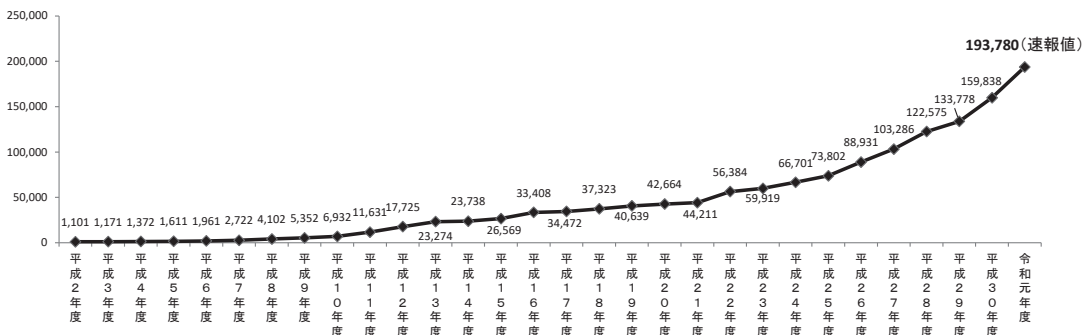


図1 児童虐待相談対応件数の推移
（厚生労働省（2020）：令和元年度児童相談所での児童虐待対応件数（速報値））

4. 虐待の子どもに及ぼす影響

子ども虐待はその人権を侵害するだけでなく、心身の発達や人格形成に重大な影響を及ぼすことになる。そこで、虐待防止に向けた取り組みが行われている。

海外に目を向けると、アメリカでは、Kempe, Silverman, Steel et al (1962) が虐待について発表し、事の深刻さを訴えて以来、1960年代～1970年代にかけて虐待防止に向けた法整備が整った。アメリカで初めて虐待が問題になったのは1873年に起きたメアリー・エレン・ウィルソン事件である。当時は児童虐待ということばそのものが存在せず、アメリカにおいて児童虐待防止対策法 (CAPTA) が成立したのは、1世紀後の1974 (S49) 年であった。そして、アメリカの影響を受け、ヨーロッパでも児童虐待防止に向けた活動が展開されていったが、各国とも順調に進んだわけではない。

ところで、Kempe, Silverman, Steel et al (1962) らの研究からは、虐待の影響は身体面では低身長、低体重、知的面では知的発達の遅れ、対人面では人とうまく関わるができない、よそよそしい態度と自身を受け入れてくれる人への極端な依存と甘え等、対人距離の取り方がわからないことが明らかになっていた。日本では、当時、現在用いられている児童虐待ということばは法的に成立していなかったものの、アメリカと似たような報告はあった。しかし、先述のような貧困との関連に加えて、母性主義が強く、子どもを大切にする文化をもつと考えられていた日本において、そのようなことは稀なことという受け止め方をされていた。

1990 (H2) 年に初めて、虐待に関する調査が行われ、その後、多くの報道や政府の発表にあるように、虐待件数は一度も減少することなく、現在に至るまで増加し続けている。もちろん、国はこれを看過しているわけではなく、既述のように、虐待防止に関する法律を制定し、何度も法律改正しながら、子どもの福祉を達成する

よう努力はしているが、政策や対応は追いついていない。

5. 児童虐待の定義と内容

2000 (H12) 年に制定された児童虐待防止法の児童虐待の定義と内容は次のようなものであった。

保護者がその監護する児童に対し、次に掲げる行為をすること。

- 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を行うこと。
- 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること。または児童にわいせつな行為をさせること。
- ネグレクト：児童の心身の発達を妨げるような著しい減食、もしくは長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

既述のように、児童虐待防止法は何度も改正されてきており、これに伴い、児童虐待の定義も見直されてきている。

2017 (H29) 年6月時点での定義は以下の通りであり、現在もこれが適用されている。

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為。

- 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長

時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

- 心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

6. 児童虐待防止法の変遷

ここで、児童虐待防止法がどのように改正されてきたかを見ていく。

- 2000（H12） 児童虐待防止法制定
主な内容は、虐待の定義づけ、虐待の禁止、早期発見と通告対応、立ち入り調査についてである。

初めての児童虐待防止法では、まず虐待を定義づけた。これはアメリカの虐待防止法をモデルにしている。また、当然のことながら、何人も虐待を行ってはならないと明文化した。早期発見と通告対応については医師や教師といった虐待を発見しやすい立場にある人に努力義務を課した。

- 2004（H16） 児童虐待防止法改正
主に、保護者以外の同居人による虐待と同様の行為の放置と配偶者間暴力を虐待に加える、通告義務の範囲拡大、警察との連携強化を織り込んだ。

虐待行為をする人は保護者に関係した同居人

という報告が多く寄せられるようになった。また、子どもの前で父親が母親に暴力を振るい子どもが怯えるという事態も多く報告されるようになった。これらのことから虐待の定義を改訂した。また、これまでは目の前で起こった虐待を見て通告することを義務づけていたが、泣き声をする、家に閉じ込めているようである等の虐待を受けるおそれのある児童についても通告することが義務づけられるようになった。さらに、この法律改正では虐待が発見されたら、警察の協力を得る、警察との連携を強化する方針が出され、現在に至っている。

- 2007（H19） 改正児童虐待防止法

主として、虐待通告を受けた児童相談所に安全確認を義務付け、児童相談所に強制立ち入り調査権を与えた。

近隣住民や教師等の関係者から通告を受け、虐待のおそれがある場合、通告を受けた児童相談所は、虐待をしていると思われる保護者や同居人に対して、子どもを連れて児童相談所に出頭するよう要請し、安全確認を義務づけた。もし、保護者等がそれを拒否した場合、裁判所の許可状をもって居宅に強制的に立ち入ることができるようになった。しかし、法律を厳しくしても虐待は減少しなかった。そこで、次はこれまで手をつけてこなかった、親権に触れることを決断した。

- 2011（H23） 改正民法

親権停止に踏み込んだ。

虐待を行う保護者には面談やカウンセリングも行い、子どもとの関わりを改善するよう働きかけるが、一向に態度が改まらない保護者もある。その場合、2年を限度に親権停止が認められるようになった。親権は民法に規定されているため、民法の改正となった。停止期間をもっと長くした方がよいという考えもあったが、やがて家庭に戻って生活する子どもと保護者との関係修復を考えると、2年が限界ということになった。

- 2018（H30） 改正児童虐待防止法

親権者などによるしつけ名目の体罰の禁止と児童相談所の体制強化を打ち出した。

初めて児童虐待防止法が制定されてからも、被虐待児の死亡、すなわち、殺害されるケースが後を絶たない。これまでの法律改正は世の中を震撼させる虐待事件により、進められたといっても過言ではないほど、悲惨な事件が起きている。直近でも、2018年には目黒に転居してきた5歳女兒が虐待により死亡した目黒事件、2019年には小学校4年生女兒が小学校のアンケートで父親の虐待を訴えたにもかかわらず、学校がそれを父親に公開したためにさらなる虐待を受けて死亡した野田事件など、虐待死が数多く報告されている。逮捕された加害者は、しつけだったと異口同音に述べる。そこで、この法律改正では、子どもの命を守るために、体罰禁止に踏み込みこんだ。しかし、親権停止とともに、この体罰禁止には大変な難しさがある。それは、保護者は民法上、子どもを戒める懲戒権を有しているからである。また、細坂・茅島(2017)、李・安山(2002)も述べているように、養育者のしつけと虐待についての認識は境界があいまいであるといえる。厚生労働省(2019)の報告では、心中以外の加害の動機として明らかになっている中では、「保護を怠ったことによる死亡」に次いで「しつけのつもり」が2番目に多いものになっている。この改正により2年を目途に懲戒権のあり方を検討することになっている。2年後には、また児童虐待防止法が改正される予定であるが、個人の権利に踏み込むことになるであろうこの法律改正は難航も予想される。

7. 子ども虐待の脳への影響

友田(2016)は、子どもの頃の虐待体験が精神疾患の発症を招き、脳の器質的・機能的な変化を伴うことについて、以下のように述べている。

(1) 虐待の種類と脳の部位との関係

① 身体的虐待……前頭前野への影響

激しい体罰により、前頭前野の一部の容積が19.1%減少。

この部位は感情や思考をコントロールし、犯罪抑制力に関わっているところである。また、集中力、意思決定、共感、物事の認知などにも関わる部位も容積が減少していることがわかった。これらの部位が障害されると、感情障害や非行を繰り返す素行障害などにつながるといわれる。

② 性的虐待……後頭葉の視覚野への影響

性的虐待により視覚野の容積が18%減少。

特に顔の認知に関わる部位の減少が目立っていた。これは視覚的な記憶システムの機能低下につながっている。

③ 心理的虐待……聴覚野・視覚野への影響

暴言や両親のDVを目撃することで、側頭葉聴覚野の一部の容積が14.1%増加。

シナプスが過剰に形成され、脳代謝に負荷がかかると、神経伝達の効率が低下するため、通常は過剰な神経回路網の刈込(pruning)が行われる。しかし暴言をあげせられ続けた子どもはこの刈込みが進まず、人の話を聞き取ったり、会話をする時に負荷がかかる。そのような子どもは言葉の理解力が低下し、心因性難聴になりやすい。うつ病やPTSD、認知機能の低下がみられる。一方、両親のDVを目撃した人の視覚野は16%減少し、目からの情報を受け取る力や記憶する力が弱まり、知

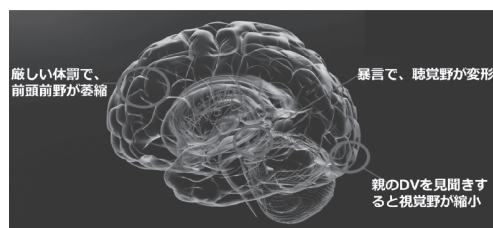


図2 虐待経験者の脳皮質容積変化

高解像度MRI画像(Voxel Based Morphometry: VBM法)による、小児期にさまざまな虐待を受けた若年成人と健常対照者との脳皮質容積の比較検討。友田(2016)より引用。

能や語彙理解能力にも影響がみられる。

(2) 虐待を受けた年齢と脳への影響の関連性

被虐待年齢が若く、期間が長期化するほど脳への影響は大きいと考えられるが、脳の脆弱性は部位ごとにストレスの影響を受けやすい感受性期がある。たとえば、記憶と情動に関わる海馬は3～5歳、脳梁は9～10歳、意思決定を行う前頭前野は14～15歳が感受性期であることが明らかになっており、この時期の虐待の影響が大きい。また、単一の虐待よりも複数の虐待を経験する方が、大脳辺縁系（海馬や扁桃体）に障害を起こす可能性がある。さらに、虐待によるストレスを受けると、そのダメージを回復させるために、抗炎症反応を持つホルモン、コルチゾールが分泌される。これが大量に分泌されると、神経細胞が変形したり破壊される。特にコルチゾールの受容体が多い海馬のダメージは大きい。度重なる虐待ストレスによりストレスに弱い脳すなわち、少しのストレスでも反応するようになっていく。やがて、成人してからのアルコール依存や薬物依存、うつ病、摂食障害、自傷、自殺企図等の精神的な問題の原因の一部は、脳の発達段階で負荷がかかることによるといわれている。

8. 子ども虐待の心理的影響

亀岡（2016）によると、虐待は恐怖や不安、怒りや抑うつ、無力感やあきらめ、孤立無援感等の感情を引き起こす。これらの感情が強い場合は解離が生じることもある。また、感情表出が許されない家庭環境では、自らの感情に気づき受容する力が発達せず、不安定でコントロールのできない感情のまま大きくなっていく。さらに、度重なる虐待のため、自責感や罪悪感、自尊感情や自己評価の低下、安全や信頼、公平性の喪失等、否定的な認知が優位に作用することになる。これらは、対人関係、学習能力、問題解決能力、感情調整や行動制御能力に影響を

及ぼし、子どもの心身の発達を阻害することも亀岡（2016）は明らかにしている。

Bowlby, J（1988）は乳児にも母性的人物に対する特有の愛着行動パターン（泣く、しがみつく、だきつく、近寄る、後追いする等）が生得的に備わっていると考えた。

人は人に育てられて人になるといわれるように、子どもと特定の母性的人物との間に形成される強い情緒的結びつき（愛着、アタッチメント）が形成され、安心感や信頼感があればこそ、さまざまなことへの興味や関心が大きくなっていく。しかし、子どもが虐待を受けると愛着が形成されにくいことが明らかになっており、もしこのアタッチメントが形成されないのであれば、生きていく上で大きな障害となる。近年、臨床の現場で、反応性アタッチメント障害や脱抑制型対人交流障害のケースを見かけるが、これらは背後に虐待が潜んでいることを考えておかなければならない。DSM-5では「反応性アタッチメント障害」と「脱抑制型対人交流障害」に分類されている。この診断基準に基づいて、それぞれの特徴を明らかにしていこう。

「反応性愛着障害」は対人関係において適切な反応ができていないという特徴がある。どんなに苦しいことがあっても相手にそれを訴えることができなかつたり、甘えたくても甘えることができない。「脱抑制型対人交流障害」は他者に対して愛情を示すことはできるが、特定の他者に対して愛着を示すことができず、だれに対しても愛着を求めようとし、愛情を示すことになる。また、他者に対する警戒の行動が目立つこともある。

9. 虐待対応の今後の課題

(1) 虐待の予防

虐待は連鎖するといわれる。反田（2016）によると児童虐待の世代間連鎖の発生率を予測した Oliver（1993）の報告では、子ども時代に虐待を受けた被害者が、親になると子どもに虐待

を行う傾向が指摘されている。ここでは、自身の子どもに対して虐待する者がおよそ3分の1、普段は特に問題を示さないが、精神的ストレスが高まった時に自らの子ども時代と同様に、今度はわが子に対して虐待する者が3分の1いると見積もられている。このことから、日常的に虐待を行っているのは被虐待者の3分の1であり、虐待を受けた人の3分の2は虐待をしないことが明らかになっている。社会のさまざまな連携が、虐待しそうなほど苦しい保護者と子どもを支援することにより、虐待予防につながる。

(2) 虐待を受けた子どもの生活の場の充実

2017（H29）年に、厚生労働省の新たな社会的養育のあり方に関する検討会は新しい社会的養育ビジョンを発表した。

児童虐待などで親元で暮らせない子どもの受け皿について、就学前の子どもの75%以上、就学後の50%以上を里親に担ってもらう新たな目標が公表された。現在は複数の里子を受け入れるファミリーホームを含めて2割弱であり、大半が児童養護施設などの施設が担っている。このビジョンには多くの子どもがより家庭に近い状況で暮らせる環境づくりを促す狙いがある。新しい目標では、特定の大人と安定した関係をつくる「愛着形成」のために家庭に近い環境で育てることが望ましいとし、就学前の子どもは原則、施設入所を停止することも掲げた。3歳未満はおおむね5年以内、3歳～就学前はおおむね7年以内に里親とファミリーホームへの委託率75%を達成させる。就学後の50%以上については10年以内の目標達成を目指す。そのため遅くとも2020年度までに全都道府県で、里親の募集、研修、支援を一貫して担う体制をつくり、里親支援の抜本的強化を目指す。国は今年度中にガイドライン作成と自治体支援を始める。施設での手厚いケアが必要な子どもについては引き続き施設で受け入れるが、期間を限定する。原則として、乳幼児で数か月以内、就学後は1年以内とする。厚労省は①家庭への支援に重点

を置く②家庭で難しい場合、家庭環境と近い里親委託や特別養子縁組を優先する③それが適さないケースは小規模化した施設に入所するとの新しい政策方針も打ち出した。（朝日新聞デジタルより抜粋）

上記ビジョンは2016（H28）年の児童福祉法改正にみられる以下の理念を具体化するために示されたものである。

- ①子どもが権利の主体である（法1条）
- ②家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実（法3条の2）
- ③家庭養育優先の理念を規定（法3条の2）
- ④実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育（法3条の2）

「家庭」とは、実父母や親族等を養育者とする環境を、「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは、養子縁組による家庭、里親家庭、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を、「良好な家庭的環境」とは、施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）をさしている。政府は、この法律の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする（附則第2条第3項）

(3) 児童相談所の機能の充実

児童相談所の体制強化については、2019（H31）年の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において以下のようなものが示された。

- ①子どもの一時保護等の介入を行う職員と保護者支援を行う職員とを分ける措置、（これまで同じ職員が行っていたため、保護者支援に影響が出ないかと考えて、対応が緩やかになっていた）。
- ②児童相談所に医師と保健師をそれぞれ1名以上配置

③児童福祉司任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化等を織り込んだ児童福祉法の法律改正

虐待通告を受ける児童相談所の体制強化は喫緊の課題であっただけに、虐待数の増加に歯止めをかけ、虐待死する子どもを何が何でもなくしていく手立てになることを期待したい。

(4) 虐待を受けた子どもへの心理的支援

友田 (2016) によると、脳の傷は治らない傷ばかりではなく、環境や体験、ものの見方や考え方が変わることによって変化する。カウンセリングや解離に対する心理的な治療、トラウマに対する心のケアを丁寧に行っていくこと、心理教育を通じた自身に生じていることへの理解、過去の体験と感情を安全な場で表現すること、健康に生きるためのライフスキルを習得することが重要である (Miyaji, 2014)。従来のトラウマに対するケアを中心に進められた支援に加えて、近年はアタッチメントとの関連で考えられることが多くなっている。紙幅の関係でこれは別稿に譲るが、心理面への配慮はとりわけ重要と考えられる。

10. おわりに

欧米では児童虐待よりも、チャイルド・マルトリートメントという表現が広く使われるようになってきている。1990 (H2) 年以降の推移を見ると、虐待ということばでは実際は加害になっている行為についても認めない保護者が多くみられる。これはことばそのものに対する偏った見方やイメージがあるため、認められないともいえよう。諸外国のように、不適切な行為という見方であれば、どの保護者にも当てはまることもあり、虐待よりは受け入れられやすいのではないだろうか。今後は、チャイルド・マルトリートメントの観点から、本稿では踏み込むことのできなかった虐待の子どもに与える心理的影響について Bowlby, J (1969, 1979) の愛着理論

をもとに分析していきたい。さらに、虐待予防の仕組みづくりについても言及したい。

謝 辞

本研究は2017年度関西大学研修員の研修費によって行った。このような機会を与えていただいた、関西大学および関係者のみなさまに心より感謝申し上げます。

文 献

- 朝日新聞デジタル (2017) : 虐待を受けた就学前の子、75%超を里親へ 施設入所停止 <https://www.asahi.com/articles/ASK703C2QK70UTFK004.html> (参照 : 2017年7月31日)。
- Bowlby, J (1969) : *Attachment and Loss Vol 1* London, The Hogarth Press and Institute of Psychoanalysis.
- Bowlby, J (1979) : *The Making & Breaking of Affectional Bonds* London, Tavistock Publications.
- Bowlby, J (1988) : *A Secure Base: Clinical application of attachment theory*, London Routledge.
- 法務省 (2019) : 民法 (親子法制) の見直しにおける主な検討事項 (部会資料1) 法制審議会民法 (親子法制) 部会第1回会議
- 細坂泰子・茅島江子 (2017) : 乳幼児を養育する母親のしつけと虐待の教会の様相『日本看護科学会誌』Vol. 37, 1-9.
- 亀岡智美 (2016) : 被虐待児へのトラウマケア『児童精神医学とその近接領域』57(5) : 738-747.
- Kempe, C. H., Silverman, F. N., Steel, B. F. et al. (1962) : The Battered-child Syndrome JAMA 181: 17-24.
- 厚生労働省 (2019) : 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第15次報告)。
- 厚生労働省 (2019) : 児童虐待防止の抜本的強化について (児童虐待防止対策に関する閣僚会議資料)。
- 厚生労働省 (2020) : 令和元年度児童相談所での児童虐待対応件数 (速報値)。
- Miyaji, N. (2014) : A new metaphor for speaking of trauma: the toroidal island model *Violence Voct* 29: 137-151.
- 西澤哲 (2012) : 子ども虐待と精神の問題. 奥山眞紀子・西澤哲・森田展彰 (編) 『虐待を受けた子どものケア・治療』診断と治療社 2-17.
- 奥山眞紀子 (2008) : アタッチメントとトラウマ 庄司順一・奥山眞紀子・久保田まり (編) 『アタッチメント・子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって』明石書店 143-176.
- Oliver, J. E. (1993). Intergenerational transmission of child abuse: rates, research, and Clinical implica-

- tions, *Am J. Psychiatry* 1150: 1315-1324.
- 李環媛・安山美穂（2002）：どこまでがしつけでどこからが虐待なのか—実態調査に基づく推定の試み『宮崎大学教育文化学部紀要』7：1-19.
- 田中究（2016）：子ども虐待とケア『児童精神医学とその近接領域』57(5)：705-718.
- 田中康子・田中宗利（2012）：「児童虐待防止法」（法律第四十號）について：わが国の子どもの権利思想と法成立の背景一考『道北福祉』3：36-47.
- 谷川至孝（2020）：児童虐待の現状と支援『発達教育学研究』14：15-26.
- 友田明美（2012）：『新版 癒されない傷—児童虐待と傷ついていく脳』診断と治療社.
- 友田明美（2016）：被虐待者の脳科学研究『児童精神医学とその近接領域』57(5)：719-729.
- 友田明美・藤澤玲子（2018）：『虐待が脳を変える—脳科学者からのメッセージ』新曜社.

